

重要事項説明書

[指定(介護予防)短期入所生活介護]

当事業所は介護保険の指定を受けています。(熊本県指定第 4373201088 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護及び短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

※当施設の利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 天水会
- (2) 法人所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦 4393 番地 1
- (3) 電話番号 (0969) 52-3727
- (4) 代表者氏名 理事長 岡部 誠
- (5) 設立年月日 平成 11 年 1 月 28 日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日
指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日
【指定熊本県 4373201088 号】
- (2) 施設の目的 指定(介護予防)短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 ショートステイ御所浦苑
- (4) 施設の所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦 4393 番地 1
- (5) 電話番号 (0969) 52-3727
- (6) 施設長(管理者) 氏名 岡部 真紀子
- (7) 当施設の運営方針
ご利用者の能力に応じて、可能な限り居宅での自立した生活を営むことができるよう、日常生活の援助及び機能訓練を行い、在宅生活を支援します。
地域との連携により、社会性の向上につとめます。
- (8) 開設年月日 平成 11 年 6 月 1 日
- (9) 営業日及び受付時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30 ~ 17:45

- (10) 入所定員 6 人(認可利用人員 平均 6 名/日)

3. 居室の概要

- (1) 居室等の概要

当施設では、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として 2 人部屋です。

居室・設備の種類	客数	備考
2人部屋	5室	ベッド数 10台
食堂	2室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕平行棒 訓練用鏡 階段昇降 低周波治療器 空気マッサージ器 その他
浴室	1室	機械浴（特殊浴槽）・一般浴槽
医務室	1室	

(「居室」以外は、施設と共に共用となっています。)

* 上記は、厚生省が定める基準により、短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備のご利用にあたって、ご契約に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項（※トイレの場所「居室内、居室外」等）

トイレは居室内には設けてないが、居室近くに男子用の大便・小便所がそれぞれ1ヵ所づつ、又女子用便所が2ヵ所設けてあります。車椅子が入れるスペースも十分確保されており、手すりも各所に設置していて安定し体位での排泄が可能となっています。

4. 事業所の従業者体制

当事業所は、特別養護老人ホームの併設事業所として運営されています。したがって、施設職員と事業所職員が一体となって、ご契約者に対して介護サービスを提供いたします。以下の職種の職員を配置しています。

主な職種と職務の内容

管理者	業務の一元的な管理
医師	健康管理及び療養上の指導
生活相談員	生活相談及び指導
看護師又は准看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理
介護職員	介護業務
栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等
機能訓練指導員	身体機能の向上・健康維持のための指導
調理員その他の従業者	食事の調理 その他

<主な職員の配置状況> *（職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	配置基準	常勤		非常勤		職員配置数
		専従	兼従	専従	兼従	
1・施設長（管理者）	1		1			1名
2・生活相談員	1	1				1名
3・介護職員	14	7以上		7以上		14名以上
4・看護職員	2	2以上				2名以上
5・機能訓練指導員	1		1			1名
6・医師	1				1以上	1名以上
7・栄養士	1				1	1名

* 短期入所生活介護事業は介護老人福祉施設（40床）との併設のため指定基準職員数は合算しています。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
1・医師	毎週火曜日 13:00~15:00	毎月第2木曜日 13:30~15:30

2・介護職員 標準的な時間帯における 最低配置人員	早 出 7：30～16：45 日 勤 8：30～17：45 遅 出 12：00～21：00 夜 勤 17：00～9：00	2名 4～10名 1名 2名
3・看護職員	日中 8：30～17：45	1～2名
4・機能訓練指導員	日中 8：30～17：45	1名

5. 当施設が提供するサービスの概要と利用料金

当施設では、ご契約者に対して、以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（8割から9割）が介護保険から給付されます。

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2～3回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 健康管理

- ・医師や看護師が、健康管理を行います。(医師の診察に関しては、医療保険から請求されます。)

⑤ 送迎

- ・ご利用者の状態、ご家族の状況により送迎が必要と認められた場合、居宅と事業所間の送迎を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、適時朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活がおくれるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 食事の提供（食材料費及び調理に要する費用）

② 滞在に要する居室の提供（居住に係る光熱水費及び室料金）

③ 日常生活上必要となる諸費用（実費）

- ・日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適當であるものにかかる費用をご負担いただきます。

（おむつ代は、介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。）

④ その他の特別な料金について

- ・ご契約者個人の希望により、特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

- ・ その他の保険給付対象外のサービスについて、ご契約者に負担いただくに相当すると思われる料金については、ご契約者の同意を得てご負担いただきます。

(3) 介護保険給付支給限度額を超えるサービスの利用について

契約者は上記の利用については、下記のサービス利用料金をサービス利用終了時に支払うものとします。

① 上記(1)の介護保険給付対象となるサービス利用は料金の10割を負担頂きます。

② 上記(2)の介護保険給付対象外のサービスについて負担していただきます。

(4) 利用料金について

下記の表によってご利用者の要介護度に応じたサービス料金から、介護保険給付費額を除いた金額

(自己負担額)をお支払いください。(介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は記載されている額)

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額 (併設型短期入所生活介護費Ⅱ) ※令和6年4月1日より適用)

(1) 基本料金 (1日当たり)

介護区分	利用料	自己負担額
要支援1	4510円(451単位)	451円
要支援2	5610円(561単位)	561円
要介護1	6030円(603単位)	603円
要介護2	6720円(672単位)	672円
要介護3	7450円(745単位)	745円
要介護4	8150円(815単位)	815円
要介護5	8840円(884単位)	884円

(2) 加算料金等

ア 送迎加算	片道につき	184円(184単位)
イ サービス提供体制強化加算1	1日につき	22円(22単位)
ウ 生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月につき	10円(10単位)
エ 介護職員処遇改善加算 I	1月につき	所定単位数の14%
オ 療養食加算	1回につき	6円(6単位)

□その他の費用

(1) 食事の提供に要する費用

ア 基本料金 1日当たり 1,445円
(朝食:360円 昼食:600円 夕食:485円)

イ 入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める負担限度額を下回った場合はその額とします。

なお、終日利用する場合には、特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず1日当たりの額とします。(全ての食事を摂らない場合を除く。)

(2) 滞在に要する費用

基本料金 入所・退所の時間にかかわりなく1日当たり部屋代として915円

(3) 利用者が選定する特別な食事に関する費用の額

予め利用者の選択により外食、注文食、行事食など(1)に定める通常の食事の提供に要する費用の額では困難な食費の額については、通常の食費を控除した額を利用者が負担します。当該額は、提供ごとの食事の内容による価格とします。

(4) 通常の事業実施区域外への送迎(船賃や車代など、交通費に係る費用の実費)

(5) 理美容代 実費(理美容事業者へ直接お支払いください。)

(6) その他

利用者の嗜好品の購入など諸々費用は実費(販売事業者へ直接お支払いください。)

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。

☆ ご契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、負担額を変更します。

7. 利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記の料金・費用は、サービス終了後に、ご利用期間分の合計金額を請求しますので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

①. 金融機関口座からの自動引き落とし

各自お持ちの信用金庫又は郵便局の口座からの、自動引き落とし手続きをとっていただきます。

②. 金融機関口座への振込み

（ご利用できる金融機関）天草信用金庫 御所浦支店

普通預金 口座番号 0069575

口座名義人 特別養護老人ホーム 御所浦苑

※1. 2. の場合は振り込み手数料を負担していただきます。

③. 窓口への支払い 直接施設の事務窓口に、お支払ください。

8. 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

・利用予定期間の前にご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出て下さい。

・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

・ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいいただきます。

9. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。）

<協力医療機関>

医療機関の名称	所 在 地	診 療 科
国民健康保険天草市立御所浦診療所	天草市御所浦町御所浦 2891-3	内科
上天草市立天草総合病院	上天草市竜ヶ岳町高戸 1419-19	総合（外科・内科・他）
医療法人 岡部病院	水俣市桜井町3丁目3番3号	内科・外科・整形外科

※ 町外（島外）の医療機関を受診される場合、交通費（海上タクシー費等）をご負担いただきます。

10. 守秘義務・個人情報の取り扱い等

(1) 事業者、サービス従事者又は従業員は、介護福祉サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する個人情報の取り扱いについて、あらかじめ同意を得た利用目的以外に正当な理由なく第三者に提供・漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

(2) 事業者は、契約者に医療上緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する情報を提供できるものとします。

(3) 事業者は、契約者の援助を行うために契約者の情報を第3者に提供する場合には、あらかじめ文書にて契約者の同意を得るものとします。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じま

す。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 介護支援専門員 山下栄子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 2. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

1 3. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

1 4. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、サービス提供中に事故が発生した場合、すみやかに家族に連絡し、医療機関へ搬送します。また、保険者、居宅介護支援事業所等、関係機関に連絡します。
- (2) 前項の事故状況及び事故に際して採った処置について記録し、市町村へ書面を持って報告します。また、事故防止のための検討会を随時行い、事故防止に努めます。
- (3) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし事業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

1 5. 苦情の受付けについて（契約書24条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

職員 生活相談員 担当者 山下栄子

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8：30～17：45

* 担当者が不在の場合は、介護支援専門員又は施設長がその対応を行います。

（2）第3者委員を設置しています。サービスの内容についての要望や相談にもご利用ください。

氏名	川中正文	森 章夫
電話番号	67-3053	67-3057

（3）行政機関その他苦情受付機関

天草市御所浦支所 介護保険担当課	所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦3527 電話番号 0969-67-2111 FAX 0969-67-3934
熊本県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話番号 096-365-0329 受付時間 8：30～17：00
熊本県 福祉サービス運営適正化委員会	所在地 熊本市中央区南千反町3番7号 県総合福祉センター3階 電話番号 096-324-5471 FAX 096-355-5440

1 6. 福祉サービス第三者評価事業の評価については、当施設は受けていません。

重要事項説明確認書

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住所 〒 866-0313

熊本県天草市御所浦町御所浦4393番地1

社会福祉法人 天水会

指定(介護予防)短期入所生活介護事業所「ショートステイ御所浦苑」

説明者職名

職員名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 熊本県天草市御所浦町

氏名 _____

印

(代理人) 住所

氏名 _____

印

利用者との続柄 _____